

株 主 各 位

大阪市西淀川区歌島四丁目6番5号

江崎グリコ株式会社

取締役社長 江崎 勝久

第110回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第110回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月23日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送の程お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区大淀南二丁目3番3号
ザ・シンフォニーホール

（開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第110期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第110期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役の報酬額改定の件 |
| 第5号議案 | 取締役及び役付執行役員に対する株式報酬等の額並びに内容決定の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.glico.co.jp>）に掲載させていただきます。
 - ◎当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても、軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎お土産につきましては、議決権行使書の枚数に関わらず、ご出席株主1名様につき1個を、株主総会終了後にお渡しいたします。

提供書面

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善等、一部には景気回復の兆しはあるものの、長引く消費税増税の影響と急激な円安に伴う実質所得の低下によって消費動向は低調に推移し、海外景気の下振れ懸念と相まって、依然として不透明な状況で推移しました。食品業界におきましては、円安による原材料価格の上昇等によって、取り巻く経営環境は一段と厳しい状況が続いております。

このような状況の中で、当社グループは「グリコグループ行動規範」に基づき、信頼される企業であり続けることを事業展開の基本としながら、主力品の売上拡大や新製品・系列品の発売、話題のキャラクターとコラボした販売促進策等を積極的に展開いたしました。また海外では、中国やタイ、インドネシア等において積極的な事業展開を推し進めました。

その結果、売上面では、食品部門は前年同期を下回りましたが、菓子部門、冷菓部門、牛乳・乳製品部門、食品原料部門、その他部門が前年同期を上回ったため、当連結会計年度の売上高は319,393百万円となり、前連結会計年度(315,399百万円)に比べ1.3%の増収となりました。

利益面につきましては、売上原価率は、円安や相場変動による原料費の上昇はありましたが、増収、販売品種構成の変化及びタイ子会社の洪水被害からの復旧等により、全体ではダウンしました。販売費及び一般管理費では、運送費及び保管費、厚生費等は減少したものの、積極的な販売対策の実施等により販売促進費及び広告宣伝費等が増加しました。その結果、営業利益は14,247百万円で、前連結会計年度(11,645百万円)に比べ2,602百万円の増益となり、経常利益は17,610百万円で、前連結会計年度(13,539百万円)に比べ4,070百万円の増益となりました。

また、当連結会計年度は東京の工場跡地譲渡に伴う固定資産売却益等を特別利益に計上いたしました。その結果、当期純利益は21,068百万円となり、前連結会計年度(11,033百万円)に比べ10,034百万円の増益となりました。

なお、畜産加工品事業を行っていたグリコハム株式会社の全株式を平成26年1月14日に譲渡したため、当連結会計年度に畜産加工品部門はありません。

次に部門別業績の状況についてご報告申し上げます。

(単位：百万円)

部 門	売上高			営業利益		
	当連結会計 年度	対前年 増減額	対前年 同期比(%)	当連結会計 年度	対前年 増減額	対前年 同期比(%)
菓 子	113,757	12,680	112.5	8,170	2,631	147.5
冷 菓	73,808	3,503	105.0	3,039	△162	94.9
食 品	22,313	△151	99.3	669	668	—
牛乳・乳製品	94,389	2,701	102.9	2,300	300	115.0
畜産加工品	—	△15,328	—	—	△564	—
食 品 原 料	9,463	403	104.5	267	50	123.4
そ の 他	5,659	184	103.4	264	25	110.5
調 整	—	—	—	△465	△347	—
合 計	319,393	3,994	101.3	14,247	2,602	122.3

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【菓子部門】

売上面では、“神戸ローストショコラ”「ポッキーグループ」「プリッツグループ」等が前年同期を上回りました。海外では、タイや中国で売上を大きく伸ばしました。また、平成26年3月にインドネシアで新規設立した卸売販売子会社も増収に寄与しました。その結果、当連結会計年度の売上高は113,757百万円となり、前年同期(101,076百万円)に比べ12.5%の増収となりました。

利益面では、増収や、タイ子会社が洪水被害から全面復旧したこと等により、営業利益は8,170百万円となり、前年同期(5,538百万円)に比べ、2,631百万円の増益となりました。

【冷菓部門】

売上面では、“パピコ”は前年同期を下回ったものの、“ジャイアントコーン”“アイスの実”等が前年同期を上回り、“チョコフォンデュソフト”も順調に売上を伸ばしました。また、卸売販売子会社2社も前年同期を上回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は73,808百万円となり、前年同期(70,305百万円)に比べ5.0%の増収となりました。

利益面では、原料価格の変動による売上原価率のアップ等により、営業利益は3,039百万円となり、前年同期（3,202百万円）に比べ、162百万円の減益となりました。

【食品部門】

売上面では、“Z E P P I N”等は前年同期を上回りましたが、“カップスープ”等は前年同期を下回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は22,313百万円となり、前年同期(22,464百万円)に比べ0.7%の減収となりました。

利益面では、減収による減益はありましたが、売上原価率の改善等により、営業利益は669百万円となり、前年同期（1百万円）に比べ、668百万円の増益となりました。

【牛乳・乳製品部門】

売上面では“ドロリッチ”等が前年同期を下回りましたが、“朝食Bifi Xヨーグルト”「粉ミルク」等が前年同期を上回り、新製品“アーモンド効果”“Bifi X1000”も売上を伸ばしました。一方、キリンビバレッジ株式会社からの業務受託による売上は前年同期を下回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は94,389百万円となり、前年同期(91,687百万円)に比べ2.9%の増収となりました。

利益面では、積極的な販売対策の実施により販売促進費及び広告宣伝費は増加しましたが、販売品種の変動による売上原価率のダウン等により営業利益は2,300百万円となり、前年同期（1,999百万円）に比べ、300百万円の増益となりました。

【食品原料部門】

売上面では、“Aーグル”等が前年同期を上回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は9,463百万円となり、前年同期(9,060百万円)に比べ4.5%の増収となりました。

利益面では、販売価格の見直しや一般経費の削減等により、営業利益は267百万円となり、前年同期（216百万円）に比べ、50百万円の増益となりました。

【その他部門】

売上面では、スポーツフーズは前年同期を下回ったものの、オフィスグリコが前年同期を上回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は5,659百万円となり、前年同期(5,475百万円)に比べ3.4%の増収となりました。

利益面では、オフィスグリコの増収効果等により、営業利益は264百万円となり、前年同期（239百万円）に比べ、25百万円の増益となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度は総額102億円の設備投資を行いました。事業部門別の投資額は、菓子部門が43億円、冷菓部門が26億円、食品部門が1億円、牛乳・乳製品部門が23億円であり、主な内容は次のとおりであります。

菓子部門は上海子会社の生産設備関連等、タイ子会社の生産設備関連等、関西グリコ株式会社の生産設備関連等、冷菓部門は自動販売機などの販売設備等、牛乳・乳製品部門は岐阜グリコ乳業株式会社の生産設備等であります。

③資金調達の状況

主要取引金融機関と総額120億円の貸出コミットメント契約を締結するなど、短期の銀行借入を中心に機動的な調達を行っております。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

項 目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	289,980	293,002	315,399	319,393
経 常 利 益 (百万円)	5,252	6,452	13,539	17,610
当 期 純 利 益 (百万円)	242	3,287	11,033	21,068
1株当たり当期純利益 (円)	2.13	28.91	89.09	321.35
総 資 産 (百万円)	207,292	219,363	243,244	275,302
純 資 産 (百万円)	107,354	116,347	145,504	174,838

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は平成26年10月1日付で普通株式2株を1株の割合で併合したため、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たりの当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	所在地	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
グリコ乳業株式会社	東京都 昭島市	450百万円	100.0%	牛乳、乳製品などの製造販売
関西グリコ株式会社	神戸市 西区	100百万円	100.0%	菓子の製造
上海江崎格力高食品有限公司	中 国 上海市	138百万元	100.0%	菓子の製造販売

(注) 当社は平成26年12月15日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるグリコ乳業株式会社を、平成27年10月1日付(予定)で吸収合併する方針について決議いたしました。

③その他

会 社 名	資 本 金	出資比率	合 弁 契 約 の 内 容
Generale Biscuit Glico France S.A.	1,525千 ユーロ	50.0%	<ul style="list-style-type: none"> ○ジェネラルビスケット社(仏)と各種菓子、食料品類の製造販売を目的として合弁会社(仏)を設立 ○設立 1982年3月19日 ○1986年5月9日5,000千仏フラン増資 (新資本金10,000千仏フラン) ○ジェネラルビスケット社(仏)は、1987年2月18日にビー・エス・エヌ社(現 ダノングループ)(仏)と合併 ○ジェネラルビスケット社(仏)は、2007年11月30日に株式譲渡によりクラフトフーズ社(米)傘下となる ○クラフトフーズ社は、2012年10月1日にモンデリーゼインターナショナル社(スイス)に社名を変更しました。
PT. Glico-Wings	3,500億 インドネシア ルピア	50.0%	<ul style="list-style-type: none"> ○PT. Mitrajaya Ekaprana社(インドネシア)と冷菓の製造販売を目的として合弁会社(インドネシア)を設立 ○設立 2013年10月25日

(4) 対処すべき課題

世界的な規模で経営を取り巻く社会情勢や経済環境が目まぐるしく変化し、エネルギー資源や原材料価格も先高基調の中で、当社グループはそのような環境変化に柔軟に対応しながら、企業価値の向上に努めてまいります。

中長期的な会社の成長のための重要な要素を、①強い商品カテゴリーの構築と健康関連事業の創出、②アジアを中心としたグローバル展開の推進、③グループ経営資源の結集による競争力強化とし、この3項目を基本的な考え方として当社グループの対処すべき課題に対する具体的な行動計画を推進してまいります。

①強い商品カテゴリーの構築と健康関連事業の創出

強化すべき商品カテゴリーに経営資源を集中し、世界に通用する強いブランドを構築するとともに、健康関連事業の基盤構築に取り組みます。

②アジアを中心としたグローバル展開の推進

現在の主要拠点である中国・タイに加えて、ベトナム・インドネシアなどアジア地域に経営資源を重点的に投下し、菓子事業では「ポッキー」を核にグローバル展開を推進します。また、アイスクリーム事業など、菓子以外の事業についても新規市場参入に取り組みます。

③グループ経営資源の結集による競争力強化

グループ一体化運営によってガバナンス機能強化を図るとともに、グループの経営資源を結集し競争力強化に取り組みます。国内事業では、平成27年10月1日付で予定しているグリコ乳業株式会社の吸収合併により、経営の合理化及び効率化を進め、収益性の向上を図ります。また、コンプライアンスや環境問題への対応、人材の育成・適正配置、研究・開発・生産・販売部門の連携強化など総合力を発揮するための具体的な課題に取り組みます。

今後とも、株主の皆様の変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

部	門	主 な 事 業 内 容
菓	子	チョコレート、ビスケット、ガム等の製造販売
冷	菓	アイスクリーム等の製造販売
食	品	カレールウ、レトルト食品等の製造販売
牛 乳 ・ 乳 製 品		乳製品、洋生菓子、乳幼児用粉ミルク等の製造販売
食 品 原 料		澱粉、色素等の製造販売

(6) 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

- ①当 社 本 社 大阪府大阪市西淀川区歌島四丁目6番5号
- ②当社主要拠点 大阪梅田オフィス(大阪市)
品川オフィス(東京都港区)
- ③当 社 支 店
菓 子 部 門 北海道・東北統括(仙台市)、首都圏統括(東京都港区)、関東信越統括(高崎市)、中部統括(名古屋市)、近畿統括(大阪市)、中・四国統括(広島市)、九州統括(福岡市)
- 冷 菓 部 門 北海道・東北統括(仙台市)、首都圏統括(東京都港区)、関東信越統括(高崎市)、中部統括(名古屋市)、近畿統括(大阪市)、中・四国統括(広島市)、九州統括(福岡市)
- 食 品 部 門 首都圏統括(東京都港区)、中部統括(名古屋市)、近畿統括(大阪市)
※北海道・東北、関東信越、中・四国、九州の各支店は、菓子部門と統合しております。

④主要な子会社の本社

グリコ乳業株式会社：本社（東京都昭島市）のほか、重要な子会社の会社名とその本社所在地は、前記(3)②に記載のとおりであります。

(7) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

従 業 員 数	前連結会計年度末 比 増 減
4,780名	115名(増)

(注) 上記の従業員のほか、当連結会計年度における臨時従業員の期中平均雇用人員は5,266名であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,445百万円
シンジケートローン	3,000
三井住友信託銀行株式会社	1,260
株式会社三井住友銀行	1,257

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱東京UFJ銀行他2行からの協調融資によるものです。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況

①発行可能株式総数 270,000,000株

②発行済株式の総数 69,430,069株

(注) 1. 発行済株式の総数には自己株式が3,860,644株含まれております。

2. 当社は平成26年10月1日付で、当社の発行する普通株式2株を1株とする株式併合を行うとともに、単元株式数を1,000株から100株とする変更を行っております。

③株主数 15,125名

④単元株式数 100株

⑤大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
翔 泉 商 事 株 式 会 社	4,131	6.30
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	3,500	5.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,214	4.90
佐 賀 県 農 業 協 同 組 合	2,943	4.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,896	4.42
日 清 食 品 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	2,800	4.27
大 日 本 印 刷 株 式 会 社	1,598	2.44
江 崎 グ リ コ 共 栄 会	1,490	2.27
大 正 製 薬 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	1,010	1.54
江 崎 正 道	1,000	1.53

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は自己株式3,860,644株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式には、「従業員持株会信託型E S O P（信託口）」が保有する当社株式（299,200株）を含めております。

3. 持株比率は自己株式（3,860,644株）を控除して計算しております。

⑥その他株式に関する重要な事項

当該事項はありません。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

地 位	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	氏 名
代表取締役社長		江 崎 勝 久
取 締 役	マーケティング本部長、広報・情報システム担当	江 崎 悦 朗
取 締 役	管理部門・関連事業・お客様相談担当、情報取扱責任者	安 積 正 裕
取 締 役	研究部門統括、研究本部長兼健康科学研究所長	栗 木 隆
取 締 役	営業本部長兼スポーツフーズ営業部長、渉外担当、グ リコ乳業株式会社代表取締役社長執行役員	梅 崎 信 彦
取 締 役	中之島中央法律事務所代表パートナー、ヤンマー株式 会社社外監査役	益 田 哲 生
取 締 役	公益財団法人国際金融情報センター理事長	加 藤 隆 俊
監 査 役（常勤）		吉 田 敏 明
監 査 役	大同生命保険株式会社取締役	倉 持 治 夫
監 査 役	岩井伸太郎公認会計士・税理士事務所所長、フジ住宅 株式会社 社外監査役	岩 井 伸 太 郎
監 査 役	大阪大学名誉教授	宮 本 又 郎

- (注) 1. 取締役のうち、益田哲生、加藤隆俊の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、倉持治夫、岩井伸太郎、宮本又郎の3氏は、社外監査役であります。
3. 取締役益田哲生氏は、弁護士 の 資格を有しております。
4. 監査役岩井伸太郎氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、益田哲生及び倉持治夫の両氏を、金融商品取引所が定める独立役員として届け出ております。
6. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ①平成26年6月27日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって、専務取締役中川宗和氏は任期満了により退任いたしました。
- ②平成26年6月27日開催の第109回定時株主総会において、吉田敏明氏は監査役（常勤）に新たに選任され就任いたしました。
- ③平成26年10月31日をもって、監査役（常勤）芝池正明氏は辞任により退任いたしました。

②取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2)	209百万円 (10)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3)	38百万円 (15)
合 計 (うち社外役員)	13名 (5)	247百万円 (26)

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、平成26年6月27日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び平成26年10月31日をもって退任した監査役1名を含んでおります。なお、当事業年度末現在の役員の員数は、取締役7名（うち社外取締役2名）及び監査役4名（うち社外取締役3名）であります。
3. 上記には、使用人兼務取締役の給与相当額は含まれておりません。
4. 取締役報酬限度額 年額 320百万円（平成20年6月27日開催の第103回定時株主総会決議）
（うち社外取締役 年額 15百万円）
監査役報酬限度額 年額 60百万円（平成18年6月29日開催の第101回定時株主総会決議）
5. 報酬等の総額には、以下のとおり当事業年度に係る役員賞与が含まれております。
- | | | | | |
|-----|----|-------|-------------|-------|
| 取締役 | 7名 | 38百万円 | （うち社外取締役 2名 | 0百万円） |
| 監査役 | 4名 | 2百万円 | （うち社外監査役 3名 | 1百万円） |

③社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 先	当 社 と の 関 係
社外取締役	益田哲生	中之島中央法律事務所 代表パートナー ヤンマー株式会社社外監査役	記載すべき関係はありません。
社外取締役	加藤隆俊	公益財団法人国際金融 情報センター理事長	記載すべき関係はありません。
社外監査役	倉持治夫	大同生命保険株式会社取締役	大同生命保険株式会社は当社の大株主であります。また、当社は大同生命保険株式会社の団体生命保険に加入しております。
社外監査役	岩井伸太郎	岩井伸太郎公認会計士 ・税理士事務所所長 フジ住宅株式会社社外監査役	記載すべき関係はありません。
社外監査役	宮本又郎	大阪大学名誉教授	記載すべき関係はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	益 田 哲 生	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、主に弁護士としての豊富な経験と見識をもとに独立した立場から当社の経営に関する的確な助言を行っております。
社外取締役	加 藤 隆 俊	当事業年度開催の取締役会15回のうち13回に出席し、主に経験や実績に基づく見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。
社外監査役	倉 持 治 夫	当事業年度開催の取締役会15回のうち13回に出席し、主に経験や実績に基づく見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会5回のうち4回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	岩 井 伸 太 郎	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門の見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会5回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	宮 本 又 郎	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、主に大学教授としての専門の見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会5回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

53百万円

2) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

64百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分することが困難なため、合計額を記載しております。

③非監査業務の内容

租税特別措置法上の優遇措置に係る証明業務等に対し、対価を支払っております。

④会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難と認められる場合その他必要と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月11日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」として次のとおり決議いたしました。なお、平成24年2月20日開催の取締役会において全国の都道府県で「暴力団排除条例」が制定されたことを踏まえて方針を追加しております。また、その後の組織変更等に即した内容となるように一部を修正しております。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の業務執行が適正かつ健全に行われるため、取締役会は実効性のある「内部統制システム」の構築と法令及び定款等の遵守体制の確立に努めることとする。また、監査役会は当該「内部統制システム」の有効性と機能を監査することとする。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会の議事録、稟議決裁資料、その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を文書又は電磁的媒体に記録し、法令等に従い適正に保存、管理することとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務執行に係る各種リスクの予防及び各種リスクの発生に迅速かつ的確に対処するため、危機管理担当役員を委員長とする「危機管理委員会」を設置し、対応マニュアルを制定する。不測の事態が発生した場合には、直ちに対応策を協議して事態の収拾、解決にあたることとする。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、職務権限及び意思決定に関する社内規程を定め、職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保する体制をとることとする。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 業務運営の指針として制定した「グリコグループ行動規範」を当社グループの全ての取締役及び使用人に周知し、常に念頭におき業務遂行に努めることとする。
- 2) 社長を委員長とする「企業倫理委員会」を設置し、社内の法令違反、企業倫理違反の未然防止、早期発見のための体制をとることとする。
- 3) コンプライアンス担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、職務の執行における重大な法令違反の発生を防止する体制を確立する。
- 4) 内部監査部門として社長直轄とする「グループ監査室」を設置し、グループ各社における内部統制の有効性と妥当性を確保する。

⑥当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 当社グループにおける業務の適正を確保するため、「グリコグループ経営会議」等各社の取締役が出席する会議を適宜開催し、グループ各社の経営管理、業務執行状況の監督を行う。

2) 当社グループの各監査役は、互いに連携し、企業集団における業務の適正を図る。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

1) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、若干名で構成される「監査役室」を置くこととする。

2) 前項に定める「監査役室」に所属する使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定等については、監査役会の事前の同意を得ることとする。

3) 監査役補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

⑧監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることとする。

2) 取締役及び使用人は、職務の執行に関し、重大な法令・定款違反、もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する体制をとることとする。また、監査役が法令に定める権限を行使できる体制をとることとする。

⑨反社会勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会勢力に対しては、弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした姿勢で対応する。

(注)上記には当事業年度中の体制を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されるに伴い、平成27年4月20日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しております。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

(5) 剰余金の配当等に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。今後も、中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当につきましては、1株につき30円を本年5月15日開催の取締役会で決議いたしました。既に平成26年12月10日に実施済の中間配当金1株当たり5円と合わせまして、年間配当金は1株当たり35円となります。

また、現時点では次期の1株当たりの年間配当金は40円を予定しております。

(注) 当社は、平成26年10月1日付で、普通株式2株を1株とする株式併合を実施しております。当事業年度の年間配当金は、株式併合前の中間配当と株式併合後の期末配当を合計したものであり、株式併合実施前を基準に換算すると、期末配当は1株につき15円、年間配当金は、1株当たり20円に相当いたします。

(6) 会社の支配に関する基本方針

・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では、グループとして企業価値の確保・向上に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は、長年にわたって築き上げられた企業ブランド及び商品ブランドにあります。そして、当社は、このようなブランド価値の根幹にあるのは、①商品開発力の維持、②研究開発力の維持、③食品の安全性の確保、④取引先との長期的な協力関係の維持、⑤企業の社会的責任を果たすことでの信頼の確保等であると考えております。当社の株式の大量買付を行う者が、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2) 基本方針の実現のための取組み

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるための特別な取組みは以下のとおりです。

当社グループは、事業の効率性を重要な経営指標として認識し、グループ各社の連係の一層の強化、シナジー効果の追求、収益性の向上を図っております。また、当社グループは、中長期的な会社の経営戦略として、各部門ともに消費者の視点からの新製品や新技術の研究開発に積極的に取組むとともに、流通構造の変化に対応した販売制度の実現や製造設備の合理化、さらに生産工場の統廃合を実施し、収益力の向上を図り、事業基盤の安定を目指しています。さらに、安心・安全という品質を維持するために、製造や輸送段階だけでなく資材調達時点でのチェック体制も強化し、消費者やお得意様に信頼される企業であり続けるように努めています。

当社は、中長期的視点に立ち、これらの取組みを遂行・実施していくことで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上してまいります。

3) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

基本方針の実現に資する特別な取組み（上記2）の取組み）について

上記2）記載の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	132,322	流動負債	78,729
現金及び預金	37,110	支払手形及び買掛金	29,564
受取手形及び売掛金	33,078	短期借入金	7,621
有価証券	29,248	1年内返済予定の長期借入金	4,000
たな卸資産	25,065	未払費用	22,121
繰延税金資産	2,246	未払法人税等	5,401
その他	5,651	販売促進引当金	1,509
貸倒引当金	△78	役員賞与引当金	44
固定資産	142,979	その他	8,468
有形固定資産	72,707	固定負債	21,734
建物及び構築物	22,374	長期借入金	1,343
機械装置及び運搬具	28,271	退職給付に係る負債	10,281
工具器具備品	3,909	事業構造改善引当金	105
土地	13,933	その他	10,004
その他	4,217	負債合計	100,464
無形固定資産	3,203	(純資産の部)	
ソフトウェア	1,939	株主資本	153,198
その他	1,264	資本金	7,773
投資その他の資産	67,068	資本剰余金	7,484
投資有価証券	47,534	利益剰余金	144,566
長期貸付金	334	自己株式	△6,626
退職給付に係る資産	2,746	その他の包括利益累計額	16,114
繰延税金資産	810	その他有価証券評価差額金	11,875
投資不動産	12,402	為替換算調整勘定	4,281
その他	3,296	退職給付に係る調整累計額	△42
貸倒引当金	△57	少数株主持分	5,526
資産合計	275,302	純資産合計	174,838
		負債純資産合計	275,302

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

科 目	金 額	額
	百万円	百万円
売上高		319,393
売上原価		177,782
売上総利益		141,610
販売費及び一般管理費		127,363
営業利益		14,247
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,054	
為替差益	1,435	
その他	1,881	4,370
営業外費用		
支払利息	240	
その他	767	1,008
経常利益		17,610
特別利益		
固定資産売却益	11,948	
投資有価証券売却益	1,052	
投資有価証券償還益	425	
その他	96	13,523
特別損失		
減損損失	15	
その他	4	20
税金等調整前当期純利益		31,113
法人税、住民税及び事業税	7,312	
法人税等調整額	1,825	9,137
少数株主損益調整前当期純利益		21,975
少数株主利益		907
当期純利益		21,068

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	百万円 7,773	百万円 7,413	百万円 124,123	百万円 △6,610	百万円 132,700
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額			115		115
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	7,773	7,413	124,239	△6,610	132,816
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,966		△1,966
当 期 純 利 益			21,068		21,068
自 己 株 式 の 取 得				△77	△77
自 己 株 式 の 処 分		70		61	131
持 分 法 の 適 用 範 囲 の 変 動			1,225		1,225
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	70	20,327	△15	20,381
当 期 末 残 高	7,773	7,484	144,566	△6,626	153,198

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	百万円 7,478	百万円 2,087	百万円 △824	百万円 8,740	百万円 4,062	百万円 145,504
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額					0	115
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	7,478	2,087	△824	8,740	4,062	145,619
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△1,966
当 期 純 利 益						21,068
自 己 株 式 の 取 得						△77
自 己 株 式 の 処 分						131
持 分 法 の 適 用 範 囲 の 変 動						1,225
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	4,397	2,194	782	7,373	1,463	8,837
当 期 変 動 額 合 計	4,397	2,194	782	7,373	1,463	29,218
当 期 末 残 高	11,875	4,281	△42	16,114	5,526	174,838

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……………28社

主要な連結子会社の名称

グリコ乳業株式会社、関西グリコ株式会社、上海江崎格力高食品有限公司

なお、株式会社グリコ物流サービスが平成26年9月30日付で清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

江栄商事株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社(江栄商事株式会社)は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数……………2社

当連結会計年度中に新たにGenerale Biscuit Glico France S.A.を持分法適用の関連会社としております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(江栄商事株式会社)及び関連会社(株式会社関東フローズン他1社)は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としての重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる連結子会社は下表のとおりです。

当連結計算書類の作成に当たって、下表の6社については、連結決算日との間に生じた重要な取引を調整した上でその決算日の計算書類を使用しております。

会社名	決算日
上海江崎格力高食品有限公司	12月31日
上海江崎格力高南奉食品有限公司	12月31日
Thai Glico Co., Ltd.	12月31日
Ezaki Glico USA Corp.	12月31日
Glico-Haitai Co., Ltd	12月31日
PT.Glico Indonesia	12月31日

4. 持分法適用会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる持分法適用会社は下表のとおりです。

当連結計算書類の作成に当たって、下表の2社については、連結決算日との間に生じた重要な取引を調整した上でその決算日の計算書類を使用しております。

会 社 名	決 算 日
Generale Biscuit Glico France S.A.	12月31日
PT.Glico-Wings	12月31日

5. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

なお、組込デリバティブの時価を区分して測定することが出来ない複合金融商品については複合金融商品全体を時価評価しております。

時価のないもの……………主として移動平均法による原価法

②デリバティブ……………時価法

③たな卸資産……………主として総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産及び投資不動産

(リース資産を除く) ……………主として定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く。) については、定額法を採用しております。

②無形固定資産

(リース資産を除く) ……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) による定額法を採用しております。

③リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②役員賞与引当金……………役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ③販売促進引当金……………販売促進費の支出に備えるため、当連結会計年度末における販売促進費の見込額に基づき計上しております。
- ④事業構造改善引当金……………菓子部門の事業構造改善に関連する関係会社清算は既に完了しておりますが、当社が清算会社から引き継いだ建物の解体撤去費用について、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる金額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①重要なヘッジ会計の方法

1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。

また、金利スワップについては金融商品に係る会計基準の特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約……………外貨建予定取引

金利スワップ……………金利変動リスクのある金融資産及び借入金

通貨スワップ……………為替変動リスクのある外貨建て資産及び負債

3) ヘッジ方針

デリバティブ取引は社内規定に従い、保有する資産及び借入金に係る為替変動又は金利変動リスクを効果的にヘッジする目的で利用しております。

4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③消費税等の会計処理……………税抜き方式を採用しております。

④のれんの償却に関する事項

主に5年間の均等償却を行っております。

(5) 追加情報

(法人税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.2%になります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が380百万円、退職給付に係る調整累計額が1百万円、それぞれ減少し、法人税等調整額が128百万円、その他有価証券評価差額金が511百万円、それぞれ増加しております。

会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を変更致しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が726百万円、退職給付に係る負債が906百万円それぞれ減少し、利益剰余金が115百万円増加しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益及び1株当たり情報に与える影響につきましては金額が軽微であるため記載を省略しております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を当連結会計年度より適用しております。なお、現在導入している制度は、適用初年度の期首より前に締結された信託契約によるため、それに係る会計処理については従来採用していた方法を継続適用しております。そのため、当連結会計年度末の連結計算書類への影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「投資不動産」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「投資不動産」は、3,286百万円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「固定資産売却益」は、104百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

167,373百万円

(注) なお上記の減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
発行済株式	株		株		株	株
普通株式	138,860,138		—	69,430,069		69,430,069
合計	138,860,138		—	69,430,069		69,430,069
自己株式						
普通株式	7,750,303	39,141		3,928,800		3,860,644
合計	7,750,303	39,141		3,928,800		3,860,644

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の減少69,430,069株は、平成26年10月1日を効力発生日として2株を1株の割合で併合したことによるものであります。
2. 普通株式の自己株式の増加39,141株は、単元未満株式の買取による増加であり、減少3,928,800株は、平成26年10月1日を効力発生日として2株を1株の割合で併合したことによるもの3,871,908株、単元未満株式の買増請求92株及び「従業員持株会信託型E S O P (信託口)」から従業員持株会への売却56,800株によるものであります。
3. 自己株式数については、当連結会計年度末に「従業員持株会信託型E S O P (信託口)」が所有する299,200株を含めて記載しております。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	百万円 1,311	円 10	平成26年3月31日	平成26年6月30日
平成26年10月30日 取締役会	普通株式	655	5	平成26年9月30日	平成26年12月10日

- (注) 1. 配当金の総額には、「従業員持株会信託型E S O P (信託口)」に対する配当金を含めておりません。これは、「従業員持株会信託型E S O P (信託口)」が保有する当社株式を自己株式として認識しているためであります。
2. 平成26年10月30日取締役会決議の1株当たり配当額については、基準日が平成26年9月30日であるため、平成26年10月1日の株式併合は加味しておりません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年5月15日 取締役会	普通株式	百万円 1,967	円 30	平成27年3月31日	平成27年6月5日

(注) 配当金の総額には、「従業員持株会信託型E S O P (信託口)」に対する配当金を含めておりません。これは、「従業員持株会信託型E S O P (信託口)」が保有する当社株式を自己株式として認識しているためであります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画及びその他の長期的資金需要に照らして、主に銀行借入や社債発行により必要な資金を調達しております。また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。余資は、流動性の高い金融商品、一定以上の格付けをもつ発行体の債券等、安全性の高い金融商品、主に業務上の関係を有する企業の株式に投資しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的以外の債券と株式等であり、信用リスク、市場価格の変動リスク及び金利の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び通貨スワップ取引、保有する投資有価証券に係る将来の取引市場での金利変動リスクを軽減する目的で金利スワップ取引を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、各社の与信管理規程に従い、営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を随時に把握し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、一部の営業債権に対しては、取引信用保険を活用しております。

有価証券及び投資有価証券は、一定以上の格付けをもつ発行体のもののみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引につきましては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先）の財務状況、格付け状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理につきましては、取引権限を定めた社内規程に基づき行っており、担当役員は、取引実績を定期的に取締役会に報告しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、グループの国内主要各社に対してキャッシュマネジメントシステムを導入しております。グループ各社の事業計画に基づき、経理部が適時に資金繰り計画を作成し、実績を勘案しながら計画を随時見直しております。また、貸出コミットメント契約を利用して手元流動性を確保することで流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	37,110	37,110	—
(2) 受取手形及び売掛金	33,078	33,078	—
(3) 有価証券及び投資有価証券(*1)	72,431	72,431	—
資産計	142,620	142,620	—
(1) 支払手形及び買掛金	29,564	29,564	—
(2) 短期借入金	7,621	7,621	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	4,000	4,000	—
(4) 長期借入金	1,343	1,369	26
負債計	42,529	42,555	26

(*1)時価を把握することが極めて困難なため、非上場株式4,352百万円は含まれておりません。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸オフィスビルや賃貸商業施設等を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）
12,629	14,390

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額（減損損失累計額を含む）を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主要な不動産については当連結会計年度に新規取得したものであり、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。その他の不動産については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額であります。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,582円19銭
2. 1株当たり当期純利益 321円35銭

(注) 平成26年10月1日付で普通株式2株を1株の割合で併合したため、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	86,674	流動負債	71,235
現金及び預金	22,546	支払手形	15
受取手形	642	買掛金	17,128
売掛金	14,799	短期借入金	5,200
有価証券	27,153	1年内返済予定長期借入金	4,000
商品及び製品	7,309	未払金	3,541
仕掛品	258	未払費用	9,675
原材料及び貯蔵品	6,028	未払法人税等	4,778
繰延税金資産	1,537	預り金	25,339
短期貸付金	1,053	販売促進引当金	1,509
未収入金	2,947	役員賞与引当金	41
その他の他	2,406	その他	4
貸倒引当金	△8	固定負債	12,245
固定資産	123,007	長期借入金	242
有形固定資産	32,608	預り保証金	1,280
建物	7,847	退職給付引当金	3,652
構築物	286	事業構造改善引当金	105
機械及び装置	10,612	繰延税金負債	6,440
車両運搬具	27	その他	526
工具器具備品	2,657	負債合計	83,480
土地	9,358	(純資産の部)	
リース資産	20	株主資本	114,356
建設仮勘定	1,798	資本金	7,773
無形固定資産	1,269	資本剰余金	7,484
ソフトウェア	963	資本準備金	7,413
その他の他	306	その他資本剰余金	70
投資その他の資産	89,130	利益剰余金	105,724
投資有価証券	44,168	利益準備金	1,943
関係会社株式	11,528	その他利益剰余金	103,781
出資	2	特別償却準備金	13
関係会社出資金	7,297	固定資産圧縮積立金	5,365
長期貸付金	11,890	別途積立金	83,893
前払年金費用	2,032	繰越利益剰余金	14,508
投資不動産	12,369	自己株式	△6,626
その他の他	2,605	評価・換算差額等	11,844
貸倒引当金	△2,763	その他有価証券評価差額金	11,844
資産合計	209,682	純資産合計	126,201
		負債純資産合計	209,682

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

科 目	金	額
	百万円	百万円
売 上 高		158,178
売 上 原 価		78,763
売 上 総 利 益		79,415
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		72,565
営 業 利 益		6,849
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,139	
そ の 他	3,034	6,174
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	158	
そ の 他	398	557
経 常 利 益		12,466
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	11,948	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,052	
投 資 有 価 証 券 償 還 益	425	
そ の 他	100	13,527
特 別 損 失		
減 損 損 失	9	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	24	
そ の 他	4	38
税 引 前 当 期 純 利 益		25,955
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,581	
法 人 税 等 調 整 額	2,664	8,246
当 期 純 利 益		17,709

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金					
		資 準 備 金	本 金 剰 余	の 他 本 金 剰 余	資 剰 余 本 金 計 合	利 準 備 金	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			繰 越 利 益 金
								特 別 債 却 金 準 備	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	
当 期 首 残 高	百万円 7,773	百万円 7,413	百万円 -	百万円 7,413	百万円 1,943	百万円 15	百万円 320	百万円 83,893	百万円 3,574		
会計方針の変更による累積的影響額									234		
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,773	7,413	-	7,413	1,943	15	320	83,893	3,808		
当 期 変 動 額											
特別償却準備金の取崩						△2				2	
固定資産圧縮積立金の積立							5,057			△5,057	
固定資産圧縮積立金の取崩							△12			12	
剰余金の配当										△1,966	
当期純利益										17,709	
自己株式の取得											
自己株式の処分				70	70						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	70	70	-	△2	5,045	-	-	10,699	
当 期 末 残 高	7,773	7,413	70	7,484	1,943	13	5,365	83,893	14,508		

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計					
当 期 首 残 高	百万円 89,747	百万円 △6,610	百万円 98,324	百万円 7,463	百万円 7,463	百万円 105,787
会計方針の変更による累積的影響額	234		234			234
会計方針の変更を反映した当期首残高	89,981	△6,610	98,558	7,463	7,463	106,021
当 期 変 動 額						
特別償却準備金の取崩	-		-			-
固定資産圧縮積立金の積立	-		-			-
固定資産圧縮積立金の取崩	-		-			-
剰余金の配当	△1,966		△1,966			△1,966
当期純利益	17,709		17,709			17,709
自己株式の取得		△77	△77			△77
自己株式の処分		61	131			131
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				4,381	4,381	4,381
当期変動額合計	15,742	△15	15,797	4,381	4,381	20,179
当 期 末 残 高	105,724	△6,626	114,356	11,844	11,844	126,201

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法

関係会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

なお、組込デリバティブの時価を区分して測定することが出来ない複合金融商品については複合金融商品全体を時価評価しております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. デリバティブ……………時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料・仕掛品……………総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法

4. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

(リース資産を除く)……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

(3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 役員賞与引当金……………役員賞与の支給に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。
- なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (4) 販売促進引当金……………販売促進費の支出に備えるため、当事業年度末における販売促進費の見込額に基づき計上しております。
- (5) 事業構造改善引当金……………菓子部門の事業構造改善に関連する関係会社清算は既に完了しておりますが、当社が清算会社から引き継いだ建物の解体撤去費用について、翌事業年度以降に発生が見込まれる金額を計上しております。

6. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。

また、金利スワップについては金融商品に係る会計基準の特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約……………外貨建予定取引

金利スワップ……………金利変動リスクのある金融資産及び借入金

(3) ヘッジ方針

当社のデリバティブ取引は社内規定に従い、保有する資産に係る為替変動又は金利変動リスクを効果的にヘッジする目的で利用しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. 消費税等の会計処理方法………税抜き方式を採用しております。
8. 追加情報

(法人税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.2%になります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が551百万円、法人税等調整額が41百万円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が509百万円増加しております

会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が1,089百万円、前払年金費用が726百万円それぞれ減少し、利益剰余金が234百万円増加しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益、税引前当期純利益及び1株当たり情報に与える影響につきましては、金額が軽微であるため記載を省略しております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を当事業年度より適用しております。なお、現在導入している制度は、適用初年度の期首より前に締結された信託契約によるため、それに係る会計処理については従来採用していた方法を継続適用しております。そのため、当事業年度末の計算書類への影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「投資不動産」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「投資不動産」は、3,252百万円であります。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	3,466百万円
長期金銭債権	11,559百万円
短期金銭債務	26,677百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

83,573百万円

(注) なお上記の減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	8,619百万円
仕 入 高	582百万円
委 託 加 工 費	16,344百万円
販 売 費	2,144百万円
営業取引以外の取引高	4,400百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
自 己 株 式	株	株	株	株
普 通 株 式	7,750,303	39,141	3,928,800	3,860,644
合 計	7,750,303	39,141	3,928,800	3,860,644

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加39,141株は、単元未満株式の買取による増加であり、減少3,928,800株は、平成26年10月1日を効力発生日として2株を1株の割合で併合したことによるもの3,871,908株、単元未満株式の買増請求92株及び「従業員持株会信託型E S O P (信託口)」から従業員持株会への売却56,800株によるものであります。
2. 自己株式数については、当事業年度末に「従業員持株会信託型E S O P (信託口)」が所有する299,200株を含めて記載しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

(1) 流動資産・負債の部

繰延税金資産

未払賞与 466百万円

未払費用 682百万円

その他 389百万円

繰延税金資産計 1,537百万円

繰延税金負債

繰延税金負債計 ー百万円

(2) 固定資産・負債の部

繰延税金資産

退職給付引当金 671百万円

減損損失 1,631百万円

有価証券等評価損 685百万円

その他 2,424百万円

繰延税金資産計 5,412百万円

評価性引当額 △4,433百万円

繰延税金負債との相殺 △979百万円

繰延税金資産の純額 ー百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △4,861百万円

特別償却準備金 △6百万円

固定資産圧縮積立金 △2,550百万円

繰延税金負債計 △7,419百万円

繰延税金資産との相殺 979百万円

繰延税金負債の純額 △6,440百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,924円70銭

2. 1株当たり当期純利益 270円12銭

(注) 平成26年10月1日付で普通株式2株を1株の割合で併合したため、当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

関連当事者との取引に関する注記
役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	大阪栄研(株)	大阪府 大阪市	10	保険代理業	-	(0.31)	損害保険等の取引および不動産の賃貸	156	前払費用	42
									長期前払費用	50

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 保険料につきましては、一般的な取引条件を勘案して保険会社と協議の上決定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

江崎グリコ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 西 幹 男 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村 上 和 久 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、江崎グリコ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、江崎グリコ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

江崎グリコ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小 西 幹 男 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 村 上 和 久 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、江崎グリコ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月15日

江崎グリコ株式会社 監査役会

常勤監査役	吉田敏明	印
監査役	倉持治夫	印
監査役	岩井伸太郎	印
監査役	宮本又郎	印

(注1) 監査役倉持治夫、岩井伸太郎及び宮本又郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

(注2) 常勤監査役でありました芝池正明は、平成26年10月31日付で辞任いたしました。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社及び当社子会社の今後の事業展開に対応するため、事業目的を追加し、号数の整備を行うものであります。
- (2) 株主総会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会議長を社長からあらかじめ取締役会が定めた取締役に変更するものであります。
- (3) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更となりますので、新たに責任限定契約を締結できる監査役について、その期待される役割を十分に発揮できるよう必要な変更を行うものであります。
- (4) その他、会社法の改正に伴い、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">①～⑫（省略） （新設）</p> <p style="padding-left: 2em;">⑬前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は社長がこれにあたる。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役にこれにあたる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">①～⑫（現行どおり）</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>⑬労働者派遣事業</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>⑭前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は<u>あらかじめ取締役会</u>で定めた取締役にこれにあたる。当該取締役に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役にこれにあたる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(補欠監査役の予選の効力)</p> <p>第29条 <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。</u></p>	<p>(補欠監査役の予選の効力)</p> <p>第29条 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。</p>
<p>(社外監査役および会計監査人との責任限定契約)</p> <p>第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき<u>社外監査役および会計監査人との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。</u></p>	<p>(監査役および会計監査人との責任限定契約)</p> <p>第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき監査役および会計監査人との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。</p>

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもちまして取締役全員（7名）が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 （ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	えざきかつひさ 江崎勝久 （昭和16年8月27日生）	昭和41年6月 当社入社 昭和47年11月 同 取締役秘書室長 昭和48年11月 同 代表取締役副社長 昭和57年6月 同 代表取締役社長、現在に至る	253,558株
2	えざきえつろう 江崎悦朗 （昭和47年10月31日生）	平成16年4月 当社入社 平成20年6月 同 取締役執行役員コミュニケーション 本部長兼事業統括本部副本部長 平成21年10月 同 取締役執行役員コミュニケーション 本部長兼事業統括本部副本部長兼マーケティング部長 平成22年4月 同 取締役常務執行役員コミュニケーション本部長兼事業統括本部副本部長兼マーケティング部長 平成24年1月 同 取締役常務執行役員マーケティング 本部長兼マーケティング部長 平成24年4月 同 取締役専務執行役員マーケティング 本部長兼マーケティング部長、広報担当 平成25年4月 同 取締役専務執行役員マーケティング 本部長、広報担当 平成26年6月 同 取締役専務執行役員マーケティング 本部長、広報・情報システム担当、現在に至る	16,392株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	あづみまさひろ 安積正裕 (昭和17年12月26日生)	<p>平成17年12月 当社入社 理事 アイクレオ株式会社出向</p> <p>平成18年1月 同 代表取締役社長</p> <p>平成20年6月 当社 取締役</p> <p>平成22年4月 同 取締役常務執行役員経営企画室長</p> <p>平成22年6月 同 取締役常務執行役員経営企画室長兼 情報システム部長</p> <p>平成22年10月 同 取締役常務執行役員経営企画室長、 情報システム・お客様相談・関連事業担 担当、情報管理責任者</p> <p>平成25年10月 同 取締役常務執行役員グループ経営企 画室長、情報システム・お客様相談・関 連事業担当、情報管理責任者</p> <p>平成25年12月 同 取締役常務執行役員グループ経営企 画室長兼情報システム部長、お客様相談 ・関連事業担当、情報管理責任者</p> <p>平成26年6月 同 取締役常務執行役員、管理部門・関 連事業・お客様相談担当、情報取扱責任 者、現在に至る</p>	5,904株
4	くりきたかし 栗木隆 (昭和32年11月13日生)	<p>昭和56年3月 当社入社</p> <p>平成18年6月 同 取締役生物化学研究所長</p> <p>平成19年1月 同 取締役研究本部長兼生物化学研究所 長兼新素材営業グループ長</p> <p>平成20年6月 同 取締役常務執行役員研究本部長兼生 物化学研究所長兼新素材営業グループ長</p> <p>平成21年10月 同 取締役常務執行役員研究本部長兼健 康科学研究所長</p> <p>平成23年4月 同 取締役常務執行役員研究本部長兼健 康科学研究所長兼新素材営業グループ長</p> <p>平成24年4月 同 取締役常務執行役員、研究部門統括 研究本部長兼健康科学研究所長、現在に 至る</p>	4,725株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	独立役員 社外取締役候補者 ますだてつお 益田哲生 (昭和20年10月29日生) [再任] 【平成26年度取締役会の出席状況】93.3%	昭和45年4月 大阪弁護士会登録 平成4年4月 大阪弁護士会副会長 平成16年4月 日本弁護士連合会常務理事 平成17年4月 大阪弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長 平成19年1月 中之島中央法律事務所代表パートナー、現在に至る 平成19年4月 近畿弁護士会連合会理事、日本弁護士連合会理事 平成19年7月 当社独立委員会委員 平成20年6月 同 取締役、現在に至る [重要な兼職の状況] ・中之島中央法律事務所代表パートナー ・ヤンマー株式会社社外監査役	0株
6	社外取締役候補者 かとうたかとし 加藤隆俊 (昭和16年5月23日生) [再任] 【平成26年度取締役会の出席状況】86.7%	昭和39年4月 大蔵省(現財務省)入省 平成5年7月 同 国際金融局長 平成7年6月 同 財務官 平成9年7月 同 顧問 平成10年9月 米国・プリンストン大学客員教授 平成11年8月 株式会社東京三菱銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行)顧問兼早稲田大学客員教授 平成12年8月 株式会社東京三菱銀行顧問兼早稲田大学客員教授兼米国・クレアモント大学客員教授 平成16年2月 国際通貨基金副専務理事 平成22年6月 当社 取締役、現在に至る 平成22年9月 公益財団法人国際金融情報センター理事長、現在に至る [重要な兼職の状況] ・公益財団法人国際金融情報センター理事長	0株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	社外取締役候補者 おおいしかのこ 大石佳能子 (昭和36年3月24日生) [新任]	昭和58年4月 日本生命保険相互会社入社 昭和63年11月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 平成5年1月 同 パートナー 平成9年7月 同 顧問 平成12年6月 株式会社メディヴァ設立 同 代表取締役、現在に至る 平成12年7月 株式会社西南メディヴァ（現 株式会社 シーズ・ワン）設立 同 代表取締役、現在に至る 平成16年8月 医療法人社団プラタナス設立 同 総事務長、現在に至る [重要な兼職の状況] ・株式会社メディヴァ代表取締役 ・株式会社シーズ・ワン代表取締役	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 江崎悦朗氏は、平成26年4月にダイドードリンコ株式会社の社外取締役に就任しております。会社法上の競業避止義務、利益相反取引への適切な対処や情報漏洩防止等に関して、適切な対応を確認する『誓約書』を当社宛に提出いたしております。
3. 益田哲生氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての幅広い知識や経験をもとに、また法律の専門家として当社の経営に対する助言をいただくことで、取締役会の機能をさらに強化できるものと判断したものであります。
4. 加藤隆俊氏を社外取締役候補者とした理由は、金融分野の専門家として、豊富な経験と見識をもとに、独立した立場から経営全般に助言をいただくことで、取締役会の機能をさらに強化できるものと判断したものであります。
5. 大石佳能子氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識をもとに、独立した立場から経営全般に助言をいただくことで、取締役会の機能をさらに強化できるものと判断したものであります。
6. 益田哲生氏は、現に当社の社外取締役であります。その就任してからの年数は、本株主総会の終結時をもって7年となります。また、金融商品取引所が定める独立役員として届け出ております。
7. 加藤隆俊氏は、現に当社の社外取締役であります。その就任してからの年数は、本株主総会の終結時をもって5年となります。
8. 当社は、益田哲生及び加藤隆俊の両氏との間で、損害賠償責任の限度額を法令が定める限度額とする責任限定契約を締結しております。また両氏の再選が承認された場合、当社は両氏との間で

同様の責任限定契約を継続する予定であります。

9. 当社は、大石佳能子氏の選任が承認された場合、同氏との間で、損害賠償責任の限度額を法令が定める限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもちまして監査役倉持治夫、岩井伸太郎の両氏が任期満了となります。

また、平成26年10月31日に常勤監査役芝池正明氏が辞任をいたしましたので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	社外監査役候補者 あだち ひろし 安達 弘 (昭和22年8月10日生) [新任]	昭和46年4月 味の素株式会社入社 平成11年7月 同 財務部長 平成13年7月 同 監査部長 平成20年6月 同 常勤監査役 平成24年6月 同 常勤監査役退任、現在に至る	0株
2	社外監査役候補者 いらいしんたろう 岩井 伸太郎 (昭和29年1月18日生) [再任] 【平成26年度取締役会の出席状況】100% 【平成26年度監査役会の出席状況】100%	昭和54年10月 等松青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ)入社 昭和61年2月 岩井伸太郎税理士事務所(現 岩井伸太郎公認会計士・税理士事務所)開業、現在に至る 平成元年6月 フジ住宅株式会社監査役、現在に至る 平成2年9月 北斗監査法人(現 仰星監査法人)代表社員 平成23年6月 当社監査役、現在に至る [重要な兼職の状況] ・岩井伸太郎公認会計士・税理士事務所所長 ・フジ住宅株式会社 社外監査役	0株
3	社外監査役候補者 くどう みのる 工藤 稔 (昭和30年5月18日生) [新任]	昭和53年4月 大同生命保険相互会社(現 大同生命保険株式会社)入社 平成15年4月 大同生命保険株式会社企画部長 平成17年4月 同 業務部長 平成17年6月 同 取締役 平成18年6月 同 執行役員 平成20年4月 同 常務執行役員 平成21年6月 同 取締役常務執行役員 平成23年4月 同 取締役専務執行役員 平成26年4月 同 代表取締役副社長 平成27年4月 同 代表取締役社長、現在に至る	0株

- (注) 1. 工藤稔氏は、大同生命保険株式会社の代表取締役社長であり、同社との間には、保険契約等の取引関係があります。
2. 安達弘氏、岩井伸太郎氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。
3. 安達弘氏を社外監査役候補者とした理由は、他社での監査役としての経験や実績があり、当社の監査体制の機能をさらに強化できると判断したものであります。
4. 岩井伸太郎氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士の資格を有しており、企業財務等に関する相当程度の知識を有し、当社の監査体制の機能をさらに強化できると判断したものであります。
5. 工藤稔氏を社外監査役候補者とした理由は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、当社の監査体制の機能をさらに強化できると判断したものであります。
6. 岩井伸太郎氏は、現に当社の社外監査役であります。その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。
7. 当社は岩井伸太郎氏との間で、損害賠償責任の限度額を法令が定める限度額とする責任限定契約を締結しております。また同氏の再選が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は、安達弘、工藤稔の両氏の選任が承認された場合、両氏との間で損害賠償責任の限度額を法令が定める限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
9. 第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件に、当社は現任の常勤監査役であります吉田敏明氏との間で、損害賠償責任の限度額を法令が定める限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成20年6月27日開催の第103回定時株主総会において、「取締役の報酬額を年額3億2,000万円以内（うち 社外取締役分1,500万円以内）」としてご承認いただき、現在に至っておりますが、第2号議案が承認可決されますと社外取締役が1名増員となります。この増員及びこれまでの経済情勢の変化を考慮して「取締役の報酬額を年額3億6,000万円以内（うち 社外取締役分2,500万円以内）」と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとさせていただきたいと存じます。

また、第2号議案が原案のとおり可決されますと取締役は7名（うち社外取締役3名）となります。

第5号議案 取締役及び役付執行役員に対する株式報酬等の額並びに内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」及び「賞与」により構成されておりましたが、今般、新たに、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下、本議案において同じ。）並びに当社と委任契約を締結している執行役員（海外駐在者を除く。以下併せて「取締役等」という。）を対象とする株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役等を対象に、業績向上に対する達成意欲を更に高めるとともに、株主価値との連動性を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

具体的には、平成20年6月27日開催の第103回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額3億2千万円以内。なお、第4号議案「取締役の報酬額の改定の件」が原案どおり承認されますと、年額3億6千万円以内。）とは別枠で、新たな株式報酬を、役位並び各事業年度の売上高及び経常利益の目標の達成度、並びに経営基盤の強化に応じて、当社の取締役等に対して支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の対象となる取締役等の員数は、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり可決されますと取締役4名、役付執行役員5名になります。

また、本議案が原案どおりに可決されますと、取締役等の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」により構成されることとなります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

（1）本制度の概要

当社が拠出する取締役等の報酬額（下記（2）のとおり。）を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役位別に、各事業年度の売上高及び経常利益の目標の達成度、並びに経営基盤の強化に応じて当社の取締役等に当社株式が交付される株式報酬制度です。取締役等が当社株式の交付を受けるのは、原則として、信託期間中の一定時期となります。

（2）会社が拠出する金員の上限

当社は、連続する3事業年度（当初は平成28年3月31日で終了する事業年度から平成30年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象として本制度を導入します。当社は、対象期間ごとに合計3億円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託（以

下「本信託」という。)を設定(下記の信託期間の延長を含む。)します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を当社(自己株式処分)または株式市場から取得します。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、合計3億円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で給付が未了であるものを除く。)及び金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、3億円の範囲内とします。

(3) 取締役等が取得する当社株式数の算定方法と上限

取締役等には、信託期間中の毎年5月末日に、同年3月末日で終了した事業年度における役位並びに各事業年度の売上高及び経常利益の目標の達成度、並びに経営基盤の強化に応じてポイント数が付与されます。ポイント数の付与は、信託期間内において毎年行われます。

信託期間中の毎年6月末日(同日が営業日でない場合には、前営業日)に、同年5月末日に付与されたポイント数に応じた株式が交付されます。1ポイントは当社株式1株とします。信託期間中に株式分割・株式併合等の累積ポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整が行われます。

取締役等が付与を受けられることができる1年当たりのポイント数の上限は、20,000ポイントとします。

(4) 当社の取締役等に対する株式交付時期

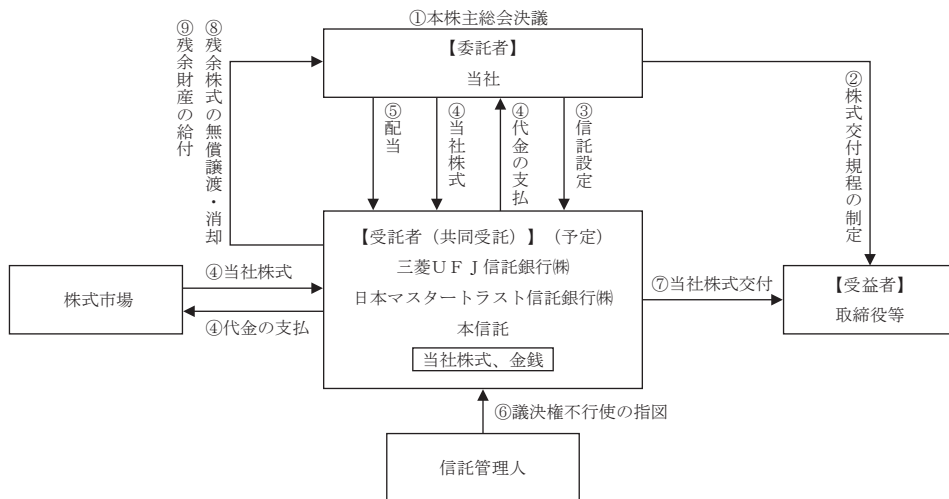
受益者要件を満たす当社の取締役等については、所定の受益者確定手続を行うことにより、信託期間中の毎年6月末日(同日が営業日でない場合には、前営業日)に、付与されたポイント数に応じた当社株式を本信託から交付します。

(参考)

なお、本制度の詳細については、「株式報酬制度の導入に関するお知らせ」(後記ご参考：当社平成27年5月15日付プレスリリースの抜粋)をご参照下さい。

(ご参考：当社平成27年5月15日付プレスリリースの抜粋)

《本制度の概要》



- ①当社は本株主総会において本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ることといたします。
- ②当社は取締役会において本制度の導入に関する株式交付規程を制定いたします。
- ③当社は①における本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託(本信託)を設定いたします。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社(自己株式処分)または株式市場から取得いたします。本信託が取得する株式数は①における本株主総会の承認決議の範囲内といたします。
- ⑤本信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権が行使されないものといたします。
- ⑦信託期間中、毎事業年度における役位および業績目標の達成度に応じて、取締役等にポイント数が付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等に付与されたポイント数に応じた当社株式が信託期間中の毎年一定時期に交付されます。
- ⑧信託期間中、毎事業年度における業績目標の未達等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定となっております。
- ⑨受益者に分配された後の残余財産は、本信託の清算時に当社へ帰属する予定となっております。

【信託契約の内容】

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 当社の取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤受益者 | 取締役等のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 平成27年8月（予定） |
| ⑧信託の期間 | 平成27年8月（予定）～平成30年8月（予定） |
| ⑨制度開始日 | 平成27年8月（予定）
（平成28年3月末日で終了する事業年度を基準としてポイント数の付与を開始） |
| ⑩議決権 | 行使しないものといたします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の上限額 | 3億円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬帰属権利者 | 当社 |
| ⑭残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内といたします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|---|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社がBIP信託の受託者となり信託関連事務を行う予定となっております。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定となっております。 |

以上

以上

株主総会会場ご案内略図

会場 ザ・シンフォニーホール
大阪市北区大淀南二丁目3番3号
電話 06(6453)1010



●最寄り駅からのご案内

- ・ JR大阪環状線「福島駅」から北へ徒歩約7分
- ・ JR東西線「新福島駅」1番出口から北へ徒歩約10分
- ・ 阪神電車「福島駅」西改札2番出口から北へ徒歩約10分

●開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。